雪除

冬の道路を確保

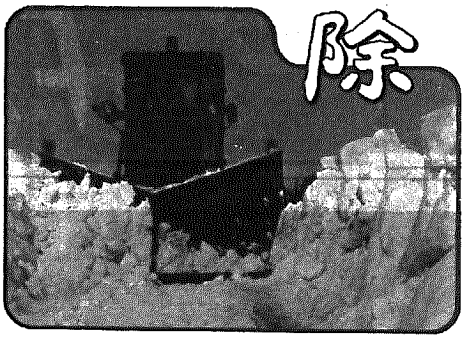

今年も降雪を目前にして、村では道路除雪について計画を立てていますが、除雪車がスムーズに運行できるよう、特に次の点について皆様の御協力をお願いします。

一、道路に自動車や、その他の物件を放置しないで下さい。早朝の通勤通学路の確保が間に合わない等、最大の障害となります。

また、夜間作業が多い関係で損傷事故のもとにもなります。

二、除雪車が通過する際に雪が意外に遠くへとぶので、ガラス戸等のこわれやすいものは、予め防護策を講じておいて下さい。

三、屋根からおろした雪は、道路交通の支障にならないよう、各自で始末して下さい。

四、一旦除雪した雪を再び道路へ投げ出さないで下さい

消雪促進の為とは言いながら、自転車やバイクの通行が非常に危険となるばかりでなく、自動車のスリップ事故の原因にもなります。

五、機械除雪ができない小路等については、防災対策の面からも、部落一斉に除雪を行う等、できるだけ交通の確保を願います。

踏切の交通止めについて

降雪期における列車の安全運転確保のため、十二月十五日から、来年三月十五日までの間、二本木第二、二本木第三及び、日水の各踏切りは通行止めとなりますのでご協力願います。

駐車禁止区域設定（図面参照）

除雪車の運行に支障をきたさないよう、十二月一日から来年三月末まで、駐車禁止の区間が設けられます。皆様のご協力をお願いします。

なお、その他の道路については道巾がせまいので駐車すると無余地違反になりますのでご注意下さい。

主要路線除雪計画図

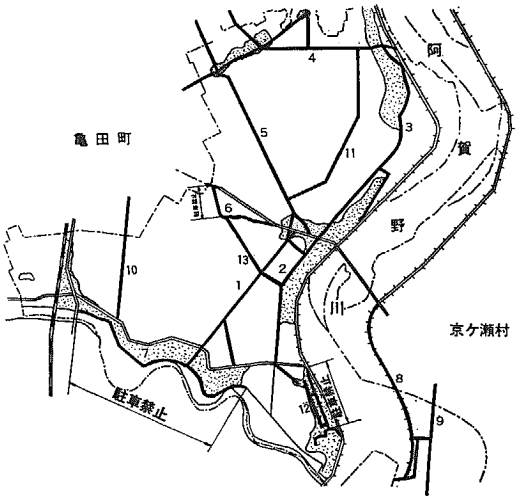

除雪計画路線

路線名	区間	延長	図面番号	備考
横越～木津線	横越～木津	3.3	1	国道49号線は建設省が県道大江山五泉安田線新潟新津線、酒屋沢海線、沢海荻島線はそれぞれ県が除雪を行なうことになっています。
沢海～小杉線	沢海～小杉	3.1	2	
横越～小杉線	建設省出張所小杉ライスセンター	3.6	3	
小杉～砂崩線	小杉～平山～藤山～駒込	5.9	4	
横越～新潟線	横越～丸山	3.5	5	
川根谷内線	川根谷内部落幹線	1.1	6	※駐車禁止区内 図面番号 6　川根谷部落幹線 7　木津～二本木 12　沢海部落幹線
沢海～二本木線	木津～二本木	3.4	7	
焼山堤防線	横雲橋～焼山	3.0	8	
焼山農免道路	徑ヶ原～下里	2.8	9	
二本木～袋津線	二本木～袋津	1.2	10	
広域基幹農道	横越～小杉	2.7	11	
沢海線	沢海部落幹線	2.0	12	
横越～川根谷内線	横越上～川根谷内	1.4	13	
部落内		28.8		

星順司氏知事表彰を受ける

国民健康保険法が実施されてから、今年で四十年目にあたり、新潟県では、去る十一月二日、四十周年記念式典が盛大に挙行された。この席上永年事業の振興に功労のあった、本村星順司氏（70才）外十七名の人達が知事表彰を受けられました。星氏は、昭和十六年、本村沢海に開業、昭和二十五年から三十九年まで国保沢海診療所医師となり、診療所閉鎖後再び開業。この間患者の診療はもとより、学校医や、住民の健康保持増進のための、本村保健事業に全面的に協力され、更に国保運営協議会委員として、通算二十七年間その任に当り、国民健康保険事業の発展に尽くされた貢献度が認められ、今回の表彰となったものです。

住宅用地申告書提出について

昭和53年1月2日より12月31日までの間に、新築・増築・取りこわし等のあった方にお願いいたします。

固定資産税のうち、宅地等の課税は、居住のための土地「住宅用地」と、それ以外の土地（非住宅用地）では、課税の方法が別になりますので今まで（非住宅用地）であった敷地に、新しく住宅を建てられた方は、是非申告をしてください。

申告をすることによって、宅地の税金が大巾に安くなります。

又、増築や取りこわしのあった方も申告を忘れずにしてください。

申告期限は、毎年1月31日となっておりますが早めに申告書を出してください。

申告書は税務課に用意してあります。

尚わからないことがありましたら、税務課固定資産税係に、ご遠慮なくご相談ください。

◎電話　横越局　二一一一番
◎有線　三五四一番

停電のおしらせ

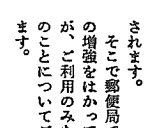

◎月日：12月15日
8時30分～12時まで
◎川根谷内の下郷団地（その地域の一部）

離職後でも健康管理手帳の交付が受けられます

このたび労働安全衛生法の一部が改正され、離職後であっても、一定の要件に該当すれば「健康管理手帳の交付を受けられるように改められましたので、お知らせします。

（制度と改正のあらまし）

労働安全衛生法では、離職後の労働者について、職場の業務に起因して発生するじん肺やがんなどの重篤な健康障害を早期に発見するために、「健康管理手帳」制度を設けています。

この制度は、特定の有害業務に従事した経験のある者など、一定の要件（左記のとおり）に該当する労働者が離職した場合「健康管理手帳」を交付し、離職後においても、国が費用を負担して定期的に健康診断を実施しようとするものです。

改正前は、「健康管理手帳」の交付を受けるには、離職の際に一定の要件を満たしていることが必要でしたが、今回の改正により、離職の後であっても、一定の要件に該当すれば、申請により「健康管理手帳」の交付が受けられるように改められたものです。

交付要件の概要は左記のとおり。

記

(1)じん肺法に規定する健康管理区分が、三と決定された者。
(2)塩化ビニールを重合する業務に四年以上従事した経験のある者。
(3)クロム酸、重クロム酸の製造の業務に四年以上従事した経験のある者。
(4)ベンジンの製造又は取り扱いの業務に三カ月以上従事した経験のある者。

詳しい内容や申請手続については、新潟労働基準局安全衛生課又は労働基準監督署へお尋ねください。

（新潟労働基準局）

年賀状は20日までに小包は15日までに

今年の年末に長野、新潟両県内の郵便局で取り扱う年賀状などの郵便物数は、平常月の約四倍の二億七千通と予想されます。

そこで郵便局では、輸送力の増強をはかってまいりますが、ご利用のみなさまにも次のことについてご協力を願います。

■年賀状は20日までに

年賀状は12月15日から受付を始めます。年末おしせまってからお出しになると、元旦の配達に間に合わなくなります。遅くても12月20日までにお出しください。

■住所は正確に

あて名が正確でないと、年賀状が迷子になります。あて名とあなたの住所には、番地、番号、肩書まで、できるだけ詳しく書いてください。

■郵便番号は正しくはっきりと

郵便番号は、赤枠の中へ正しく、ていねいにはっきりと書いてください。

■赤で「年賀」の表示を

年賀状としてお年玉つき年賀はがき以外のものを使用されるときは、表面に「年賀」と赤書し、他の郵便物とは別に束ねてお出しください。